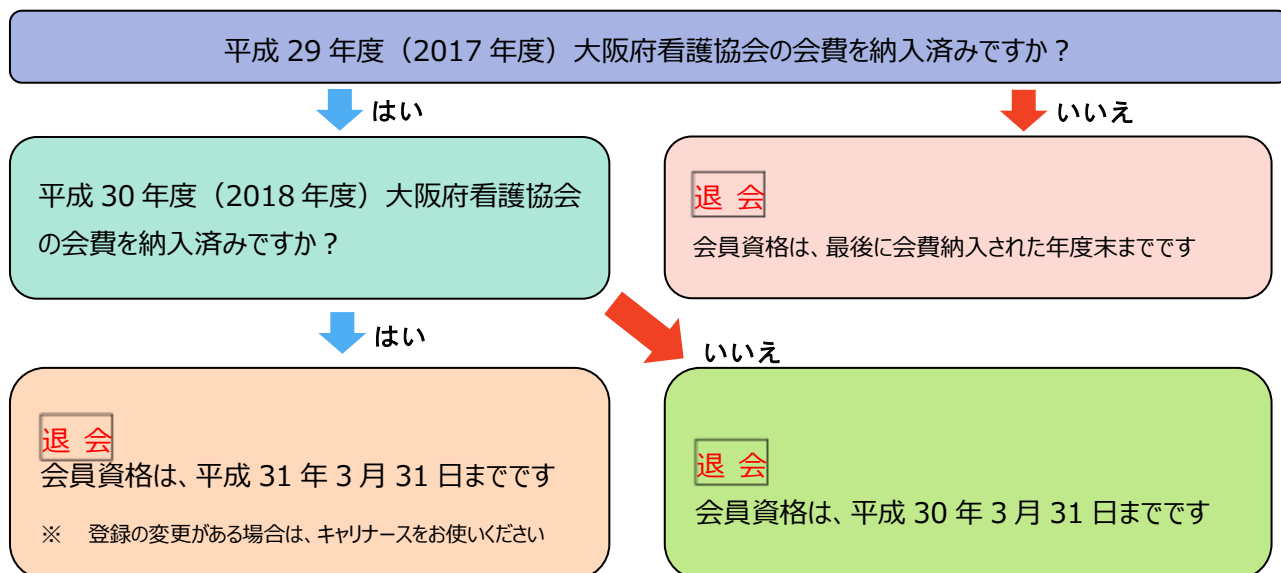


【退会について】



2017 年 12 月 25 日（月）までに大阪府看護協会へ退会をお届けください

- ※ すでに平成 30 年度の会費を納入済みの方は、平成 30 年度末（平成 31 年 3 月 31 日）をもって退会となります。
- ※ 退会をキャンセルされる場合は、必ず大阪府看護協会にご一報ください。
- ※ すでに、他県の看護協会に入会手続きをされた場合、退会届は必要ありません。
- ※ 一旦納入された会費・入会金は返金いたしませんのでご注意ください。（口座振替の場合、引落日の約 8 営業日前に請求データを作成し引落しが実施されます。請求データが作成されるとキャンセルできません）